

マ ラ ウ イ 共 和 国

	A ル ー ト	B ル ー ト	C ル ー ト
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (送達条約8条1項)	中央当局送達 (送達条約3条1項)	管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共 助取決めはないが、送達の共 助が行われたもの(行われ得 るもの)
II ルートの選 択基準	日本人か外国人かにかか らず原則として本ルー ト	民事又は商事に関する事 件について、受送達者が 受領を拒絶するおそれ がある場合	民事又は商事に関する事 件以外の事件
III 作成すべき 文書等	1 嘱託書 (在ザンビア共和国日 本国大使あて) 1 通 写し 1 部 2 送達報告書用紙 1 通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を 解さない場合は、英語 又は受送達者が解する 言語のいずれかの訳文 添付) 1 通	1 要請書 (中央当局の名称及び 所在地についてはVI) 2 通 写し 1 部 2 送達すべき文書 (英語の訳文添付) ・任意交付による場合 は、訳文不要 2 通 3 書留航空郵便切手 (最高裁から中央当局 への送付用)	1 嘱託書 (管轄裁判所あてー英 語の訳文添付) 1 通 写し 2 部 2 送達すべき文書 (英語の訳文添付) 1 通 写し 1 部
IV 費 用	不 要	原則として不要	必 要
V 期 間 ※	3 箇 月	先例なし	先例なし
VI 中央当局	名 称 The Registrar of the High Court of Malawi 所在地 P. O. Box 30244, Blantyre 3, Malawi		

※「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が嘱託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで嘱託しても期間にかなりの差が出ることがあります。